

# 岐阜県公報

第千五百五十九号  
平成十六年七月二日  
(金曜日)

## 目次

### 告示

保安林に指定する予定である旨の通知

(森林保全室) 五三九

### 公示

大規模小売店舗の変更に係る届出に関する件

(商工業室) 五四〇

市営土地改良事業の換地処分

(農地計画課) 五四一

土地改良区役員の退任及び就任

(岐阜地域農山村整備事務所) 五四二

同

(中濃地域農山村整備事務所) 五四三

土地改良区の定款の変更認可

(同) 五四三

## 告示

岐阜県告示第五百五十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成十六年七月二日

岐阜県知事 梶原 拓

### 一 保安林予定森林の所在場所

養老郡上石津町大字谷畑字寄谷四三二の九、四三二の二〇、四三二の二六、四三二の一八、揖斐郡池田町宮地字段原一一六、一一七の一、一一二〇から一一二四まで、春日村大字六合字榎原谷六〇五の八、六〇五の一、字小坂尾一一二八、字村上二二、二六、字村西九四

### 二 指定の目的

土砂の流出の防備

### 三 指定施業要件

#### (一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字寄谷四三二の一六、四三二の一八、字段原一一六、一一七の一、一一二〇から一一二四まで、字榎原谷六〇五の八、六〇五の一、字小坂尾一一二八、字村上二二、二六、字村西九四
- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
 (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
 次のとおりとする。  
 (「次のとおり」は省略し、その関係書類を岐阜県基盤整備部森林保全室及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

公 示

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成十六年七月二日から四月間岐阜県農林商工部商工業室及び西濃地域農林商工事務所において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成十六年七月二日

岐阜県知事 梶 原 拓

一 届出年月日

平成十六年六月二十三日

二 届出者の氏名又は名称

三井住友リース株式会社

三 建物の名称及び所在地

パロ―大垣赤坂店

大垣市赤坂町字河原一七八八番 外

四 変更した事項

小売業者の名称・住所の変更

(変更前) 株式会社パロ―

(変更後) 株式会社パロ―

中部薬品株式会社

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成十六年七月二日から四月間岐阜県農林商工部商工業室及び岐阜地域農林商工事務所において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成十六年七月二日

岐阜県知事 梶 原 拓

一 届出年月日

平成十六年六月二十三日

二 届出者の氏名又は名称

三井住友リース株式会社

三 建物の名称及び所在地

パロ―大垣赤坂店

大垣市赤坂町字河原一七八八番 外

四 変更しようとする事項

小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 午前九時から午後九時まで

(変更後) 午前九時から午後十時三十分まで

来客が駐車場を利用できる時間帯

(変更前) 午前八時三十分から午後十時まで

(変更後) 午前八時三十分から午後十一時まで

市営土地改良事業の換地処分

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定により、郡上市営土地改良事業小沢地区の換地処分を平成十六年六月十八日にした旨の届出があったので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により公示する。

平成十六年七月二日

岐阜県知事 梶原 拓

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により公示する。

平成十六年七月二日

岐阜県知事 梶原 拓

退任した役員

土地改良区名	年月日	役名	氏名	住所	所
岐阜市出屋敷土地改良区	平成一六・四・四	理事	笠井高美	岐阜市出屋敷	三四〇番地一
			笠井雄二	同	三三三番地
			鷲見正春	岐阜市山県北野	一二七七番地二
			笠井利之	同	一四二九番地
			林真太郎	岐阜市北野南	一八五番地二
			近松義隆	同	一七二番地
			笠井正	同	三四五番地
			監事 笠井正	同	三四五番地

就任した役員

土地改良区名	年月日	役名	氏名	住所	所
岐阜市出屋敷土地改良区	平成一六・四・五	理事	笠井高美	岐阜市出屋敷	三四〇番地一
			笠井七三郎	同	三三五番地一
			山口保	山県北野	一〇五〇番地一
			笠井雄二	同	三三三番地
			岡部良一	北野東	七六番地一
			村瀬功	山県北野	一三五二番地
			笠井正	同	三四五番地
			監事 笠井正	同	二五〇番地

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により公示する。

平成十六年七月二日

岐阜県知事 梶原 拓

退任した役員

土地改良区名	年月日	役名	氏名	住所	所
羽島用水土地改良区	平成一六・四・九	理事	近藤十一	羽島郡笠松町西宮町	三四番地
			那波三郎	岐阜市下印食	四丁目一番地
			加藤一夫	同	一四三三番地
			伏屋賢治	岐阜市伏屋四丁目二六番地	
			伊藤光男	各務原市大佐野町三丁目一九五番地	

土地改良区	就任した役員	就任年月日	役名	氏名	住所	所
土改	近藤十一	平成16年7月1日	理事	近藤十一	羽島郡笠松町西宮町 三四番地	
土改	那波三郎			那波三郎	岐阜町下印食 四丁目二番地	
土改	加藤一夫			加藤一夫	笠松町円城寺 一四三三番地	
土改	伏屋賢治			伏屋賢治	岐阜町伏屋四丁目二六番地	
土改	松尾憲生			松尾憲生	各務原市神置町 三丁目五二番地	
土改	杉山正之			杉山正之	小佐野町五丁目一八番地	
土改	河田満			河田満	岐阜市芋島 二丁目四番七号	
土改	二宮俊彦			二宮俊彦	三井町 三丁目一七一番地	
土改	船渡計一			船渡計一	岐阜市芋島 四丁目一七番五号	
土改	水野亘			水野亘	各務原市下切町 八三〇番地	
土改	伊藤利昭			伊藤利昭	羽島郡柳津町北塚 一丁目一番地	
土改	森郁男			森郁男	笠松町田代 七〇〇番地	
土改	箕浦茂幸			箕浦茂幸	羽島市足近町南宿 二九二九番地	
土改	栗山桂造			栗山桂造	小熊町川口 二三八番地	
土改	魚住昭三			魚住昭三	正木町三ツ柳 三六八番地	
土改	齋藤榮一			齋藤榮一	竹鼻町飯柄 六一〇番地	
土改	馬場一吾			馬場一吾	福寿町間島八丁目三五番地一	
土改	大竹儀一		監事	大竹儀一	羽島郡岐南町八剣 九丁目四三番地	
土改	可児博			可児博	各務原市成清町 七丁目六九番地	
土改	鈴木良彦			鈴木良彦	大野町 二丁目一三五番地	
土改	三田正己			三田正己	羽島郡笠松町門間 五七三番地	
土改	川島稔雄			川島稔雄	羽島市足近町直道 六九六番地八	
土改	坂總一			坂總一	竹鼻町狐穴 三〇八五番地	

土改	奥村清三			奥村清三	各務原市上戸町 三丁目一七八番地	
土改	炭電文男			炭電文男	羽島郡柳津町東塚二丁目一八二番地	
土改	岩田壽			岩田壽	笠松町北及 六九三番地	
土改	日榮賢造			日榮賢造	羽島市足近町小荒井 四四五番地	
土改	栗山桂造			栗山桂造	小熊町川口 二三八番地	
土改	味岡弘			味岡弘	正木町大浦 一三〇三番地	
土改	坂總一			坂總一	竹鼻町狐穴 三〇八五番地	
土改	田中博			田中博	福寿町間島 五丁目二番地	
土改	大竹儀一		監事	大竹儀一	羽島郡岐南町八剣 九丁目四三番地	
土改	高橋近章			高橋近章	笠松町米野 二八一番地	
土改	苅谷勝明			苅谷勝明	各務原市松本町 一丁目八二番地	
土改	浅野末治郎			浅野末治郎	羽島郡柳津町本郷 二丁目七四番地	
土改	大野正男			大野正男	羽島市小熊町西小熊三二五番地一	
土改	今井田力			今井田力	正木町森 三丁目三六番地	

土地改良区役員の変更及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により公示する。

平成十六年七月二日

岐阜県知事 梶原拓

退任した役員

土地改良区	退任年月日	役名	氏名	住所	所
土改	平成16年7月1日	理事	後藤昭夫	関市仲町 一二番四五号	
土改			小川定雄	同 小迫間 六〇七番地	



平成十六年七月二日印刷  
平成十六年七月二日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号  
岐阜県庁

印刷者 岐阜市三輪ふりとびあ十三番地 飯尾文芸社  
印刷所 岐阜市三輪ふりとびあ十三番地 岐阜文芸社  
定価 一か年 四八、〇〇〇円(送料共)(消費税二、二八六円を含む。)